



福島県土地家屋調査士会

# 会報 ふくしま

No.77  
H31.1.21 発行



開成山大神宮（撮影／郡山支部 小野寺正教）

## CONTENTS

- 1 会長あいさつ
- 2 新年のあいさつ(法務局長)
- 3 新年のあいさつ(政治連盟会長)
- 4 新年のあいさつ(公団協会理事長)
- 5 お知らせ
- 6 会務報告
- 7 支部だより
- 8 隨筆
- 9 年男・年女紹介
- 10 新人調査士紹介
- 11 インフォメーション
- 12 編集後記

### 会員のみなさまへ

本年もよろしく  
お願いします！



広報キャラクター 地識くん



## 新年のごあいさつ

会長 橋本 豊彦

新年あけましておめでとうございます。

会員皆様にはご家族様とともに健やかに新春をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

また、旧年中は会務運営にご理解とご協力を頂きましたことに心から感謝申し上げます。

さて、昨年は、平成30年豪雪に始まり、大阪府北部地震、西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震、相次ぐ台風被害などの自然災害、更に、連日の猛暑が続きました。

ところで、東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく8年となります。避難区域は事故当時の県土面積13,783.74km<sup>2</sup>の8%になる1,150km<sup>2</sup>から、7年の月日を費やして昨年漸く5.6%の780km<sup>2</sup>が解除されました。また、福島市内の各家庭の敷地に保管されていた汚染物質の運び出しが始まりましたが、残りの2.6%の370km<sup>2</sup>は解除までには更に10年以上かかるとのことで、福島の完全復興はまだまだ先が見えない状態です。

さて、日調連ホームページに懲戒処分情報の公開に関する運用基準に則り、懲戒処分を受けた会員の情報が公開されております。昨年度は半年の間に全国で19名の会員が処分されており、土地家屋調査士の懲戒処分件数が増加傾向にあります。

このため、本会としても「自浄能力のない組織はやがて崩壊する。」ということを念頭に対応しております。

土地家屋調査士制度は今年で69年、現在の私たちは先人が法、会則を遵守し、制度を守ってきたからこそ現在の生活が成り立っております。

今の私たちがすべきことは、法、会則を遵守し少しでもより良い制度にして次の世代に繋げていく責任があります。

会員皆様には、もう一度土地家屋調査士法、会則などを確認し、遵守に努めていただきますようお願いします。

ところで、本年5月1日をもって「平成」の時代から新たな時代へと引き継がれます。私たちも先人の想いを引き継ぎ、新たな時代へより良い組織にして引き継ぎをしたいと考えております。本年も土地家屋調査士の更なる地位の向上を目指し、役員及び事務局職員一同協力して参りますので一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に会員ご家族皆様、各事務所の方々にとりましては、今年もご健勝で幸多い年になりますようご祈念申し上げ新年の挨拶と致します。



## 新年のごあいさつ

福島地方法務局長 高 橋 誠

あけましておめでとうございます。

福島県土地家屋調査士会の会員の皆様方には、御家族おそろいで清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

皆様方には、平素から表示に関する登記や筆界特定制度の適正かつ円滑な運営をはじめとして、当局の所掌する法務行政全般に関して御協力を賜っており、改めて厚く御礼申し上げます。

従来から御協力をお願いしておりますオンライン申請につきまして、昨年の当局の不動産登記に係るオンライン申請率は、11月末時点で62.8%となり、一昨年同期と比較しまして8.4ポイントの増加となっております。また、相続登記促進につきましても、新聞広告を始め積極的な取組を行っていただいておりますことに対し、深く感謝申し上げます。

さて、大きな社会問題となっている所有者不明土地問題の要因の一つである相続登記未了の登記促進策として、今年度から長期相続登記未了土地解消作業を行っており、今年は更に変則型登記（所有者不明土地のうち、土地台帳制度下における所有者欄の氏名・住所の変則的な記載が、昭和35年以降の土地台帳と不動産登記簿との一元化作業後の引き継がれたことにより、表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない登記）解消作業が予定されています。この変則型登記解消作業においては、貴会会員の皆様方にも御支援をいただく場面があろうかと存じますので、その節はよろしくお願ひいたします。

今年の3月で東日本大震災から8年目を迎ますが、福島第一原発事故による放射線被害の大きい福島にあって復興は未だ途上であります。昨年10月2日に、復興・国土強靭化の推進を図るべく「まずは何よりも「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、福島の再生を、更に加速する。」との閣議決定がされました。当局においても、震災復興型地図作成作業、中間貯蔵施設関連登記、公費解体職権滅失登記、国、自治体等からの復興関連嘱託登記等の適正迅速な処理に取り組んでおります。また、富岡町に所在する庁舎において毎月2回出張窓口を開設しているところですが、これも更なる拡大を検討しています。貴会会員の皆様におかれましても、地図作成作業や復興のための公共事業に関わる業務に御尽力をいただいており、福島の復興に大きな役割を果たしていただいていると認識しております。今年も福島の復興に貴会とともに一層の貢献を果たして参る所存でございます。

昨年の漢字に「災」が選ばれました。ことわざに「災い転じて福となす」ということわざがありますが、今年は「福」と感じられることが多々あるよう祈念いたしますとともに、貴会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝、御活躍を祈念いたしまして新年のごあいさつとさせていただきます。



## 新年のごあいさつ

福島県土地家屋調査士政治連盟

会長 阿部 次雄

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに新しい年を迎えた事と拝察申し上げます。

まずもって、本年4月30日をもち30年続いた平成の年号が終わり5月1日から新しい年号に変わります。どんな名前になるか今から楽しみです。

平成の時代はどんな30年だったのか振り返ってみると、元年4月には消費税3%スタート、同年11月東西ドイツの冷戦が終わり、ベルリンの壁が崩壊した。H5年6月には徳仁皇太子様が雅子さまと結婚の儀、H7年1月阪神・淡路大震災発生震度6で火災も発生し空前の災害になる。同年3月オウム真理教による地下鉄サリン事件が起き、昨年23年の時を経て主犯格が全員処刑される。H13年9月米国同時多発テロ事件で世界貿易センタービルに旅客機2機突っ込みあつという間にビルが倒壊した。H16年8月アテネ五輪にて北島康介が平泳ぎで金メダル「チヨー気持ちいい」が流行語大賞になる。H17年4月JR西日本の福知山線で脱線転覆により107人死亡する大事故発生する。H20年9月リーマン・ショックにより世界の金融機関に激震が走る。同年11月米国で初めての黒人大統領バラク・オバマ氏誕生する。H21年8月民主党が大勝し、鳩山内閣が誕生する。H23年3月11日忘れる事がない東日本大震災が発災し、同時に東京電力福島第一原子力発電所が炉心溶融し爆発する。翌年のH24年12月自民党が政権奪還し第2次安倍政権が誕生、あれから昨年10月第4次安倍改造内閣発足し只今猛進中です。H28年4月熊本地震発災し熊本城及び石垣等が崩れる。同年11月米国大統領に共和党ドナルド・トランプ氏がなる。昨年のH30年6月トランプ大統領と北朝鮮金正恩委員長が史上初となる米朝首脳会談をシンガポールで開催した。また、国内では7月に西日本豪雨災害があり、9月には北海道でM6.7の地震が発生した。こうしてみると、平成は災害の発生が多かったように思います。次の年号では、ぜひ災害のない時代になるよう願うばかりです。

さて、私たちの土地家屋調査士制度は、2020年の東京オリンピックの年に制定70周年を迎えます。政治連盟においても、本年3月の定時大会で18年目を迎えます。それに呼応するように、私たちの業務に対する社会からの期待はこれまで以上に高まっています。全調政連の活動についても、その存在意義と認知度の高まりに比例して、役員執行部に届く貴重な情報が増加しているところです。

私たちの法制度を理解して頂いている国會議員の先生との勉強会についても、毎回充実したものとなっています。

本年が、皆様にとりまして素晴らしい1年になりますよう心よりご祈念申し上げます。

また、本年は全調政連・日調連において、そして単会政連・本会においても役員改選の年であります。皆様、定時総会にはぜひ御出席のほど宜しくお願ひ致します。



## 新年のごあいさつ

公益社団法人  
福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 舟山 幸雄

新年あけましておめでとうございます。

平成31年の新春を迎え、会員の皆様におかれましては健やかに新年を迎えたことと、心よりお喜び申し上げます。また、日頃より会員の皆様、当協会社員の皆様には協会の事業と運営にご理解とご協力を頂いておりますことに心より御礼申し上げます。

東日本大震災からまもなく8年目を迎えようとしていますが、昨年も草津白根山の噴火、大分の山崩れ、西日本の広範囲に及ぶ豪雨、北海道胆振東部地震と災害の止まない日本となりました。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますと共に、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

さて、私たち公嘱協会は、公共嘱託登記を組織的に受託することによって、大量の登記事件を適正かつ迅速に可能とする点において意義があります。とりわけ不動産に関する権利の明確化推進事業として行っております法務局の「震災復興型登記所備付地図作成作業」は、大量に処理する大規模事業であります。組織的な対応を必要とするため地図作成作業の中で抱える様々な問題にも取り組み、今後も継続できる体制作りの技術研鑽と作業改善に取り組んでいく必要があると考えております。

今年は、福島市野田町地区といわき市郷ヶ丘二丁目地区の地図成果を納品予定であり、また、福島市野田町地区のⅡ期と郡山市日和田町地区で地図作成の一年目の作業を行っております。特に、郡山市の日和田町地区におきましては、土地改良の換地処分が行われないままとなり、現地と公図が一致しないために公図が閉鎖されたままの地区であります。この地区の土地所有者の不利益を早く解消することが作業機関としての責務であり喜びとするものです。

公益法人としての協会は、不動産登記制度の中で公共の利益を優先するためには、何ができるかを考えて活動していくことが肝要です。そして、官から選ばれる協会に相応しい組織の運営に必要なガバナンスの強化と研修などによる自己研鑽を深め、土地家屋調査士会・土地家屋調査士政治連盟と共に三位一体で調査士制度を高揚していかなければなりません。

社会問題となっている所有者不明土地問題や空家対策等の問題にも、官公署と密接な関係にある立ち位置にある公嘱協会にも今後大きく関わってくることだと思います。

今後も官公庁等のみなさんに良質な成果を提供していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

結びに、会員の皆様、社員の皆様方の健やかで幸多い年でありますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## お 知 ら せ

## 相続登記促進キャンペーン新聞広告の掲載について

本年10月3日付け福島調発第171号をもって案内しました「相続登記促進キャンペーン」新聞広告掲載協賛者募集につきまして、大勢の会員の皆様からのご協力を頂きましたこと心より感謝申し上げます。

お蔭様をもちまして、最終的に163名の協賛のお申込みを頂くことができました。

記事については現在、法務局、司法書士会、本会の三者で打合せを重ね、準備を進めているところであります。

1月26日の掲載日には是非紙面をご覧ください。

掲載予定日：平成31年1月26日(土)

掲載予定紙：福島民友新聞、福島民報新聞（いずれも見開き）

## 会 務 報 告

## 地上絵プロジェクト実施報告

福島支部 柏川 恵三

日 時：平成30年10月5日(金)

午前10時25分から午後12時10分

場 所：福島市立南向台小学校

6年生24名

参加者：橋本本会会長、黒森支部長他24名

平成30年10月5日に、福島支部主催による出前授業地上絵プロジェクトが実施され、参加させていただきましたのでご報告致します。

今回の地上絵プロジェクトは、福島支部を中心とし、本会役員の方たちのご協力もいただきながら、実施されました。また、白河支部の方も今後の参考にされるために、5名の方が参加され、お手伝いをいただきました。当日は天候にも恵まれ校庭において、地上絵を作成することができました。事故もなく、小学生達も楽しんで授業を受けており、無事プロジェクトを完了できました。

当日の様子を報告いたします。授業開始が10時

25分、授業終了が12時10分と1時間45分の授業時間でした。その中で、座学があり地上絵作成と測量体験として、歩測ゲーム、ノンプリ体験、レベルでの高低測量をグループに分けローテーションしながら、全員に体験してもらいました。

小学校へ集合後授業開始前に事前準備を約90分間で行いました。



集合後打ち合わせ

各ブース毎に器械の設置や、地上絵作成の下準備等を行いました。



地上絵作成の下準備

橋本会長の挨拶後、菊池理事により座学が始まりました。約15分間の中で測量の歴史や、学校の授業で習っている算数がどのように社会で役立つかなど、また土地家屋調査士の仕事についてわかりやすく、小学生も興味が持てるよう資料が作られ、みんな熱心に聞いていました。



菊池理事による座学

座学終了後に校庭に移動し、グループ毎に分かれて測量体験を行いました。



地上絵作成

校庭に大きな星型を2つ作成しました。みんな楽しそうに作業をしていました。



歩測ゲーム

自分なりの方法で距離を測っています。いろいろな方法で何回もチャレンジしていました。



レベルでの高低測量

2箇所をレベルにて観測し、高低差を計算しました。



ノンプリ体験

TSのノンプリにて見える場所までの距離をいろいろと測っています。



歩測ゲーム表彰式

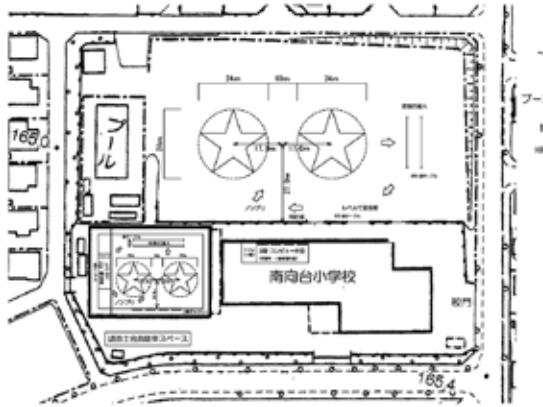
測量体験終了後に、教室へ戻り歩測ゲームの表彰式が行われました。今回は1位が2人になりました。1位の景品は、じゃんけんで決まりました。

地上絵作成後は校舎の3階から自分たちの作成した星型を、生徒や先生たちが確認しました。校庭に大きな星型が2つきれいに並んでおり、生徒たちは歓声をあげて非常に喜んでいました。

今回の出前授業によって、子供たちが自分の勉強していることが、実社会でどのように役立っているか、少しは感じることが出来たと思います。また、土地家屋調査士という仕事がどういうものか伝えることができ、非常に有意義であると感じました。

最後に福島支部役員の皆様お忙しいところお疲

れ様でした。ありがとうございました。



レイアウト図



地上絵完成写真



参加者の皆様

\* \* \* \* \*

## 出前講座を終えて

広報部長 佐 藤 聰之助

平成30年10月5日(金)福島市立南向台小学校において出前講座「地上絵プロジェクト」を県調査士

会福島支部（担当）が中心になり実施しました。対象は小学6年生24名（男子生徒12名、女子生徒12名）です。午前中3、4校時を使っての講座でした。台風が接近していましたが、晴天とはいからないまでも何とか天気にも恵まれ、校庭にて測量体験等ができ充実した授業となりました。昨年は雨天のため教室での測量実施体験でした。当日は最初に20分程度6年生の教室において福島支部の菊地理事による授業が行われました。内容は6年生が学んでいる算数の「拡大と縮図」の理解と測量の歴史及び測量技術が私たちの生活にどのように役立ってきたか、将来どのように活用されるのか理解を深めてもらいました。講師の「間に」も間髪入れず解答が帰ってきてテンポある授業進行だったと思います。菊地理事のお子さんも小学5年生と聞き、生徒さんも親近感を持っての授業のように感じました。やはり講師は若い人に限る…。

続いて全員が校庭に移動。メインの地上絵「半径12メートルの☆型」を2ヶ所作成。事前に朝早くからプロジェクトメンバーが準備した位置に、生徒さん3名一組8班編成により、器械をのぞく人・距離を測る人・目標にポールを立てる人を各人（おのの）交代しながらの作業でした。最初は戸惑いが感じられましたが、メンバーの的確で優しいサポートにより、大きな☆型が2個描かれ、それを白線（ライン）引きでしっかりと校庭になぞりました。作業が進むほどに会話も弾み歓声が上がりいました。

☆型のブースの他に、階段の段差を使ってレベル測量体験ブース、歩測を使っての距離当てブース、ノンプリズムの測量器を使っての実施体験と盛りだくさんのブースを準備、生徒さん全員に測量を体験してもらいました。私が小学生の頃は全く想像もできなかったこと（体験）です。2年続けてこのような貴重な機会に参加できたことありがとうございました。

最後は、星を描き終え、全員で記念撮影を行いこのプロジェクトが終了しました。このプロジェクトのため、尽力いただいた福島支部と本会役員並びに白河支部の皆さんに感謝申し上げます。来年は県南での開催予定です。よろしくお願ひいたします。



会長あいさつ



地上絵完成！

\* \* \* \* \*

## 出前講座実施の報告書

いわき支部長 志賀正弘

いわき支部では下記の通り、高校生を対象とした出前講座を実施しましたので、ご報告申し上げます。

**【出前講座① 福島工業高等専門学校都市システム工学科】**

日 時：平成30年9月26日(水)

13:55～14:55 (60分)

場 所：同校視聴覚室

生 徒：都市システム工学科2、3年生約80名

授 業：測量学

講 師：志賀支部長

参加者：澤田副支部長、土屋圭亮理事（次年度講師）

**【出前講座② 福島県立平工業高等学校土木課】**

日 時：平成30年10月29日(月)

10:50～11:40 (50分)

場 所：同校視聴覚室

生 徒：土木科1、2年生約80名

授 業：測量学

講 師：澤田副支部長

参加者：志賀支部長、会川副支部長

平成22年に初めて高専と平工で実施したが、翌年の大震災にて中断し8年ぶりの開催となった。担当の先生も変わっていたが、初訪問の挨拶の際に、本講座の目的として

- ① 日頃学んでいる測量がどのように社会で活かされているか
  - ② 将来、土木、建築の仕事に従事した際には、必ず境界、登記の知識が必要となること
  - ③ 将来の職業の選択肢として資格職という職種があることを土地家屋調査士業務を紹介することで学んでもらうことである、ことを説明する
- と、両校共に即答で実施の承諾を得た。

実際に講義を終えた後の先生方の反応も両校共に、「来年以降も継続してほしい」とのことであった。

話す内容は、できる限り簡潔にまとめる努力は

したつもりだが、省略するにも限度があり、高校生にとってはやはり難し過ぎたかと先生に確認してみたが、「あまり省略し過ぎるとかえって理解できなくなるので、あの程度で良いと思います」との意見だった。今後、支部役員間で講義内容を吟味し、高校生にとってわかりやすい内容にまとめていきたい。来年以降は再び同校卒業生をメインに講師を選定し、継続して開催していく予定である。

**学生アンケート（一部抜粋）**

- ・ 身近な仕事でありながら、今まで知らなかつたこと、土地家屋調査士という仕事を知ることができて良かった。
- ・ 土地を買うとき、家を建てる時など様々な場面で「登記」が重要になることを知った。今まで登記について知らなかつたので、とても勉強になった。
- ・ 今後の進路を考えるうえで、とても参考になった。
- ・ 土木に関係する職業のお話を聞けて良かったです。専門用語についてもわかりやすかったです。
- ・ 授業の中で触れるような内容が実際に仕事の業務としてどのように利用されているのかがよく分かった。とても興味深い内容だと思いました。
- ・ 土地家屋調査士会がどんな業務を行っているかを知って今まで聞いたことがなかつたものばかりだったけど、意外と身近なものが多くてびっくりしました。
- ・ 測量を実際に仕事として行った場合、勉強で学んでいなかつた事象が発生するのだな、と思った。豆知識はなんとなく知っていた内容を詳細に知ることができたのでありがたいなと感じた。



福島工業高等専門学校



福島県立平工業高等学校

\* \* \* \* \*

## FMふくしまCMを終えて

広報部長 佐 藤 聰之助

いつも会報ふくしまをご覧頂いております会員の皆様には感謝申し上げます。また、原稿依頼をお願いした皆様、公私に渡りお忙しい中、快く執筆頂きありがとうございます。

この度、10数年ぶりにラジオ放送を使った広報活動を行いました。平成30年9月より11月までの3ヶ月。10秒間と短い時間でしたが、毎週月曜日から金曜日の午後6時の時報後、直ぐの放送でした。なぜいまさら「土地家屋調査士」の名を連呼するCMなのか？選挙の立候補者じゃあるまいし…と思われた会員の方もいたこと存じております。振り返れば1～2年前の全国表示登記無料相談会に際して、相談日の前に新聞各社に毎年

PR活動の一環として相談会案内に赴いた際、某新聞社の受付に名刺をお渡ししました。その受付嬢に「とちかやちょうさし？様」と言われ、あるときは何とお呼びすればよいのかと尋ねられ、戸惑って副会長と顔を見合わせました。なんと知名度の無い資格、世間的に認知度の低い職業だと、今更ながらに気づかされました。自分自身でも、立会のお願いをするとき、ついつい何々測量ですと言ってしまい、なかなか土地家屋調査士事務所ですと言えない。いちいち職業（資格）説明が面倒くさいと瞬間思い、世間一般に通っている測量事務所を名乗ってしまいます。広報部のくせにおまえは首だ!!（まだ繋がってますが…）俺は何言ってんだろうと反省につぐ反省。まずは「とちかおくちょうさし」と呼んでもらうことから始めなければ（副会長の強い意志）…とちかおくちょうさしの名を少しでも世間の人たちに知ってもらうとの思いから、予算にも限度がありますので、3ヶ月間との制約ではありましたが、ラジオCMをうつことになりました。どのくらいの効果があったのか検証することは、かなわないですが、このようにCMを活用することで、会員の皆様に少しでも還元（世間に知ってもらう）できれば幸いと思っております。この広報単発に終わらず来年度は、今少し時間をとって調査士の中身にも触れたCMがうてればと担当副会長と話しております。次回の執行部（広報）にしっかりバトンを引き継ぎ「とちかおくちょうさし」の名を広めて頂きたいと期待をし、「ラジオCMを終えて」のご報告と感謝にかえさせていただきます。

『ねえ…とちかおくちょうさしって知ってる？土地家屋調査士よ。とちかおくちょうさし！』

## 支 部 だ よ り

## 土地家屋調査士のための 裁判所を利用しての 境界問題解決

郡山支部 佐 藤 文 雄

### はじめに

筆者は、司法書士と土地家屋調査士業務の兼業者である。

土地家屋調査士業務では、土地の境界調査に関する業務を遂行するにあたり、隣地者を含む依頼者以外の第三者との協議を行う場面が数多く存在する。土地家屋調査士業務は、有資格者の依頼者と人間関係がある程度構築されて、業務を依頼されるが、その依頼者以外の境界調査時の隣地関係者がどのような性格の人なのか、全くわからないのが常である。

そこで、土地家屋調査士は、境界立会等に関する押印等をいたたくまでの苦惱を少なからず抱えているはずである。境界立会は協力してくれたが、立会調書に押印を求めた途端、拒否する人も存在する。

そこで筆者は、そのような場合、依頼者に対し、筆界特定申立も含め、下記のように裁判手続を選択する方法も土地家屋調査士として説明されなければならないと思い、実務上の経験を踏まえた内容を説明したい。そして、土地家屋調査士の皆様は、筆者の事例の一つでも参考になればこの上なく喜ばしいことである。

### 1 境界紛争による裁判

土地家屋調査士業務は、分筆登記を依頼され、土地境界問題を解決しなければ、分筆登記のための境界測量をすることができない。境界確定

をするためには、一方で筆界特定申立を行いながら解決する方法もあるが、筆者は、裁判所を介して解決する方法を多く取り入れている。

### 2 境界立会の前提として隣地への立入権の拒否について

(1) 境界測量を行う場合、土地家屋調査士は、現場において、隣地との過去の確執により隣地への立ち入りを拒否される場合がある。このような場合、当然、第三者である土地家屋調査士は、現場作業で立ち入りの必要性を説明し、理解を求めることが大切である。

土地家屋調査士は、境界付近において測量の設置や境界杭の設置等、隣地に立ち入ることが多い。そして、土地家屋調査士は、測量するため必要な範囲内で隣地の使用を請求できるが、現実に立ち入るために隣人の承諾またはそれに代わる確定判決の存在が必要である（民法209条1項）。

以上の問題を裁判で解決しようとする場合、下記のとおりとなる。

XのYに対する甲地所有権に基づく相隣関係としての隣地立入請求権  
要件事実

- ① Xは甲地を所有していること
- ② Yは、乙地を所有していること
- ③ Xは、甲地と乙地の接する境界を確定するのに乙地において境界確認・境界杭設置・測量機械の備える必要性のあること。  
被告適格者は、所有者、賃借人などの占有者である。（高松高裁判昭和49年11月28日判時771.53頁）
- ④ Xは、請求原因2のため一定の範囲において乙地に立ち入る必要性があることを基

## 礎づける事実

### (2) 隣地の所有者が境界立会を拒否

土地家屋調査士は、復元測量等で境界杭を特定する場合に境界立会に応じない隣地所有者が少なからず存在する。

隣地者は、境界を争うのではなく、過去の隣地者との付き合い方の経緯や亡父親、子供のこと等の怨念等、境界立会時に主張されて、結果的に境界立会を拒否してくるのである。

土地家屋調査士は、やむなく隣地の所有者に対して日当や交通費、立会料金等を負担してようやく境界立会に応ずるよう説得して隣地所有者を境界立会に協力させることを聞き及んでいるし、現実に筆者も経験している。特に遠方の隣地所有者の場合は、立会拒否される確率が高くなる。このような場合、土地家屋調査士は、法的にどのようにすればよいかを下記のとおり述べる。

筆者は、現地の状況から境界に紛争性のないことを境界調査測量データに基づき境界確認請求事件を提起することにしている。この場合、いわゆる紛争地は存在しないので訴訟物の価格は、最低の10万円である。よって認定司法書士でも簡易裁判所に提起することも可能である。ただし、訴訟提起後、隣地者から境界による紛争地の存在を指摘されればその紛争地の価格が、訴訟物の価格の基礎となりえるから注意を要する。

このようにして、裁判所が、隣地の立会承諾を判決によって示されることにより、新たな分筆登記手続等を行うことができるのである。

### (3) 隣地の所有者の行方不明

隣地所有者が、立会通知をしても返送される場合は、当然ながら隣地所有者の住民票を取得して隣地所有者の住所の確認を取らなければ

ればならない。隣地の所有者が行方不明の場合は、通常、不在者財産管理人の選任を申し立てる必要がある。相続財産管理人選任申立は、利害関係人または検察官の請求より行われる。

本件のように隣地の所有者の立ち合いなくしては、境界確定できないことから利害関係人として依頼者である所有者からの選任申立が可能である。ただし、不在者財産管理人の選任には、少なくとも2ヶ月前後程度を覚悟しなければなりません。なお、緊急の場合、境界確認請求事件として「遅滞のため損害を受ける恐れがある事を疎明して」行方不明者の代理人である特別代理人の選任を申し立てることもできる（民訴法35条）。

これらを行方不明者の代理人として境界立会して承認をもらうことになる。

### (4) 隣地の所有者が、解散した休眠会社

隣地の所有者が法人であり登記簿上存在するが、解散登記手続をして、実態的に法人活動していないで休眠している場合、当該休眠会社の清算人の存在を確認する。その清算人の存在が確認できれば問題ないが、死亡等で清算人の確認をすることができない場合、清算人選任申立事件として地方裁判所に申立せざるを得ない。当該申立は、会社法478条2項、非訟事件手続法26条1項により裁判所から決定通知により選任されて、当該清算人が、隣地所有者として境界立会をする。

### (5) 隣地の所有者が、破産廃止により破産終結している場合の境界立会

破産廃止とは、裁判所が、破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足すると認められるときは破産手続を廃止しなければなりません。破産廃止（破産法216条1項）の場合には、破産手続は進行せず、廃止決定の

確定によって法人格が消滅し、裁判所書記官は、破産法257条7項にもとづいて破産手続終結の登記を嘱託し、終結の登記がなされることによって法人登記用紙が閉鎖される。ただし、残余の財産があれば法人格の存続を認めざるを得ないと考えられている。その場合、解散会社は清算手続を行うことになる。

この場合も、清算人を選任して立ち会いますが、通常、当該清算人には、当時の破産管財人がいれば同人を選任候補者として選任申立をしている。当然ながら、司法書士、弁護士も選任候補となりえるのである。

#### (6) 隣地の所有者の死亡による相続人への立会について

隣地所有者の死亡による境界立会人は、相続人全員であるが、通常、相続人代表者として立ち会っただけでは、境界立会は、終了しない。前項(2)と同様、相続人代表者以外の相続人を被告として相続人代表者の境界立会調書を添付して紛争地のない境界確認請求事件として立件し、承諾に代わる判決によって相続人全員が、境界立会したことになる。

#### (7) 隣地の所有者が民事信託（家族信託ともいう。）による受託者である場合

民事信託とは、事実上の所有者を委託者兼受益者（自己信託という。）となり、形式的な名義人を受託者とするものである。委託者兼受益者は、高齢化した父親だとすると、父親とその息子との民事信託契約をすれば、後日、その父親が認知症等になっても通常その息子又は法人である受託者が、代わって行うことのできる内容である。したがって、受託者が不動産登記名義人となっていることから、境界立会は、委託者の同意なくとも受託者が行うことができる。

#### (8) 隣地所有者が、認知症や精神的障がい者等の場合

当然ながら、成年後見制度を利用して家庭裁判所への成年後見選任申立を行う。申請してから少なくとも約2ヶ月前後を必要とする。ただし、申立人は、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官であり、隣地の所有者の家族が上記の申立人に該当すれば成年後見人選任申立も可能であるが、そうでなければ、やはり、隣地所有者を被告として上記(3)と同様に境界確認請求事件として「遅滞のため損害を受ける恐れがある事を疎明して」認知症等の代理人である特別代理人の選任を申し立てることも一案である。

### 3 隣地の土地の占有部分を分筆してその所有権を時効取得による登記原因とする所有権移転登記手続請求事件として立件

参考書によれば、所有権確認請求事件として立件する事例を見かけるが、筆者は、ほとんど給付判決を提起する。すなわち、所有権確認請求事件として立件するのではなく、登記簿の記載に「所有権移転」となる以上、所有権移転登記手続請求事件として立件するのが、登記実務であると理解している。

長期時効取得（20年）の場合の要件事実は

- ① Xが、ある時点で本件土地を占有していたこと
- ② ①の時から20年経過した時点で本件土地を占有していたこと
- ③ Xの援用権者がYらの相手方に対し、時効取得の援用の意思表示をしたこと

短期時効取得（10年）の場合の要件事実

長期時効取得の要件事実のほかに①の時点で「占有開始時に善意であることについて無過失

であること」を立証可能ならば、前記②は、10年経過で短期時効取得も可能である。なお、本件の事例は、農地であることから長期期間を検討することになる。

上記の要件事実を事例に当てはめて、訴状を作成し、提起することになる。その時注意しなければならないことは、下記のとおりとなる。

- ① ある時点での占有することになった動機は、何かである。売買や贈与など、口頭でも約束があるか。
- ② その占有部分は、不特定多数の通行者ではなく、物理的にも単独占有者であるか。

当然ながら原告の単独所有者が、所有者ならば行動したであろうとする事実、例えば、通行路を開設し、通行路として物理的な工作物などの工事等行っているかどうかである。

なお、長期期間の時効取得を原因とする所有権移転の場合、農地法の許可を必要としないことを申し添える。

#### 4 裁判所の判決

訴状の請求の趣旨には「分筆登記」せよという文言はなくとも別紙図面を訴状の図面として裁判所に提出するならば、判決にその図面を合綴されて、債権者代位により分筆登記をして時効取得を原因とする所有権移転登記手続することになる。ただし、上記分筆登記の地積測量図は、一筆全体の測量図ではなく、残地計算された分筆登記用の図面となる。

#### 5 最後に

筆者は、境界立会時に隣地者と紛争を避けてはいるが、どうしても理解されなければ、やむなく境界確定請求事件として裁判所の利用をせざるを得ない。

土地家屋調査士は、上記境界紛争の発生の場

合、弁護士に依頼するのが通常と思われる。もちろん異論はありませんが、土地家屋調査士に同じく業界でもある認定司法書士に相談をしていただければ、相当数解決できる力量を持ち合わせているのにあまり利用されないのは、本当に残念である。

土地家屋調査士と認定司法書士は、登記関連について車の両輪であり、お互い協力しあわなければならぬ関係であることから双方交流のさらなる発展を切に願うものである。以上

\* \* \* \* \*

## 昨年、自転車でこけまして

郡山支部 鈴木 義雄

### 「5月23日(水) 郵便局近く」

この日のお昼ごろ、郵便物を投函し郵便局を出てすぐの歩道で自転車（ママチャリ）で転倒。左手をしたたかに打付けました。最初は打撲程度かと思いましたが、腫れと痛みが尋常ではありませんでした。

すぐに病院に駆け込みました。レントゲン写真を見た医師の診断は『左手親指の脱臼、骨折』でした。

状況はこうです。自転車で歩道へと出た私は、前から来る自転車の高校生を発見し自然に左側に寄ったのです。そして右に戻ろうとした瞬間、前輪が戻らずあっけなく転倒しました。側溝とアスファルト舗装の2センチほどの段差に車輪が挟まり戻らなかったのです。

この日の診断で医師から『25日に手術しましょう』と告げられました。『手術……』なんでの時期に、おれは本当にドジで間抜けでどうしようもない奴だと自分を責めるしかありません。当然親指のつけ根あたりにメスをいれ、いささか厄介な手術になるだろうなと想像し恐怖にひきつってい

ると、医師は『手術は15分くらいなのでたいしたことないですよ』と明るくおっしゃるのです。『こやつおれをおちょくっているのか、おれは土地家屋調査士だぞ』などと、まったく訳の分らぬことを胸のなかでつぶやいていると、『金属で止めるだけですから』とまたも明るくおっしゃるのです。もうこうなつたら信じてお任せするしかないではないか。とささやくもう一人の自分がいるのでした。

### 「5月25日(金) 手術室」

この日、午後2時に病院に入り、手術を終えて病院を出たのが午後3時、手術時間は本当に15分ほどで無事成功しました。

全身麻酔ではなく左腕全体に麻酔がかけられただけですので、意識もはっきりしており私の五感はさえわたっております。麻酔が効いていることを確認し『それでは始めます』とまさに台本どおりのセリフがきこえて手術が始まりました。助手についていた医師が、私に盛んに話しかけてきますが、私の神経は左手に集中しておりまったく頭に入りません。そのうちドリルで穴をあけるような音がしてきました。これはまさに骨に穴をあけているのだなと想像しつつ、その音は10分くらい断続的に続いたような気がします。そのうち『はい終わりです』となりました。

翌日の病院での診察の際、包帯を取り始めて左手を見た私の脳みそは一瞬『痛い』と感じ絶句しました。実際痛みはないのですが、左手親指のつけ根にはつまようじくらいの金属（釘のようなもの）が3本突き刺さり、その頭が皮膚から数ミリほど出ているのです。この3本の釘で骨が固定されているわけです。そのリアルさに一瞬驚き『痛い』と感じたわけです。たしかにメスで切ったような傷は一切なく、3本の釘が誇らしげに突っ立っているのです。

### 「6月6日(水) 羽田空港国際線ターミナル」

この日、フランス行きの搭乗手続きのため私は妻と2人羽田空港おりました。10時40分私たちを乗せた日本航空0045便はフランスに向けてティクオフ、機上の人となりました。

自転車で転び骨折したのはちょうど一週間前、『25日に手術しましょう』と告げられた時、私は一週間後にヨーロッパ旅行に行く予定だが大丈夫かと尋ねると『少し注意してもらうことはあるが大丈夫』とのことで手術となつたのです。

妻には『なんでこの時期なの』となんどもいわれ、あげく『あなたの介護人で行くわけ』などと詰め寄られ、大変な一週間となりました。ちなみに今回の旅行は結婚30周年で前年から準備していました。もう一つ、ちなみに妻は現役の看護師なのです。

### 「6月6日(水) 現地時間16時15分 シャルルドゴール空港」

私たちが乗った飛行機は無事フランスに到着、待望のフランス旅行が始まりました。

医師に言われたことは『左手は絶対にぬらさないこと、ばい菌が入り化膿すると大変なことになる』つまり入浴の時は左手にビニール袋をかぶせテープで密閉する。なかなか大変なのです。

食事は肉が多く、当然ナイフとフォークですので、そのたびに妻にカットしてもらって食べなければならず、同行の人たちとも少しずつ気心が知れてくれると『その手、どうしましたか』となり、そのつど『自転車でこけまして』と説明しなければならず。こっちは転んだりしたら皆さんに迷惑になると思い、そうならないよう細心の注意を払っての行動です。当然旅行中妻には頭が上がらず……。

この旅行で感じたことを少し書いてみます。

フランス国内の移動はバスが基本です。一般的に長距離の移動は列車ではと考えますが、フラン

スの国鉄はいまだに毎週ストライキが行われ突然列車が止まります。そのためツアーに組み込めずバス移動となります。このストライキはフランス国民の多くが支持しているため国内的には混乱していません。

またこのバスですが、2時間走行すると30分バスを止めなければなりません。これは単に停車ではなく30分エンジンと止めなければならぬのです。バスに記憶装置が付いており違反するとドライバーが罰せられます。これはドライバーの労働条件を守るためですが、同時に我々乗客の安全を守ることにつながっています。日本の規制緩和により安価なだけのバス事業者によるひどい運行が行われ、多くの若い命が奪われたことは記憶に新しいと思います。

今日(この原稿を書いているのは昨年12月半ば)もテレビでは燃料税値上げに端を発したフランス国民のデモの様子が報道されていました。これはフランス国民の権利意識の高さの表れだと思います。日本人は自分も含めておとなしすぎるなと思いました。

バスは街を出て広大な麦畑のなかを走ります。この果てしなく続く麦畑の中に必ず見えるものがあります。それは巨大な風力発電装置です。ガイドの説明によると東日本大震災による原発事故以降、原発大国であるフランスも確実に再生可能エネルギーへと舵を切り始めたそうです。地元農家も収入が増え歓迎されており毎年確実に増え続けています。これも原発再稼働をすすめる日本が不思議に見えてなりません。

そしてなにより一番驚いたのは中国人観光客の多さです。これは日本だけではなく世界中の観光地で共通しているようです。

パリの街角でも、セーヌ川クルーズでも、ベルサイユ宮殿でも、ルーブル美術館、エッフェル塔、凱旋門に続くシャンゼリゼ通り、そしてあのモン

サンミッシェルでも中国人観光客を見ない日はありませんでした。私もパリのデパートで『你好(ニーハオ)』と声をかけられる始末です。ルーブル美術館ではスマートフォンで写真を撮る自撮り棒は禁止です。(フラッシュを使わなければ写真は撮り放題)と言われるとわれわれ日本人はちゃんと守ります。しかし中に入ると、自撮り棒はそこらじゅうで林立しています。そのほとんどが中国人と思われる方々で、職員も注意などしません。ここでも日本人はまじめでとても行儀がいいなと思いますが、本当にこれで良いのかと考えてしまいました。とにかく、良くも悪くもチャイニーズパワー、チャイナマネー、恐るべしです。



骨折して凱旋門



骨折してモンサンミッシェル

「6月13日(水) 羽田空港」

骨折した手をかばいながらの旅はこの日、羽田

空港に到着し無事終わりました。ツアーの仲間たちに迷惑をかけることなく帰国できたことは本当に良かったと思います。

現実に戻り待っていたのは当然仕事です。しかし左手が思うようにならず、現場作業を手伝ってくれたS調査士にはこの場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。

そしてあの手術から3週間後、骨を固定していた金属が抜き取られました。医師はとにかくハリで指を動かせとのことですがいまだに痛いのです。

今回のことでの結論は『自転車の方が飛行機よりはるかに危険だ』ということです。皆さんくれぐれもご注意を。

最後に皆さんにとって今年が良い年でありますよう。私は自転車に注意いたします。

\* \* \* \* \*

## 我が家のペット

いわき支部 小 泉 浩 二

我が家に来て早7年の同居人です。



左が震災の年の4月にやってきた1匹目のワンコ ポメラニアンの♀ スノー。右が10月にやってきたポメラニアンの♂のビート。後に夫婦に。



2人の間に子供が産されました。奇跡的に私の誕生日と一緒の日。全員男の子。へその緒を切り、羊水を鼻から吸い取る経験を…。



今は茨城、埼玉、山形で元気にしてると思います…。



毎朝5時の散歩からのスタートですが、毎日癒しをくれる相棒です。この子達のために今日も明日も頑張る所存です。

## 隨 筆

## 時系列考察の醍醐味

会津支部 佐 藤 一 男

旧暦22日、福島市へ靴を買いに行った。骨盤や姿勢の悪い人を矯正する靴だそうだが、値段が高い。もっと悪いのはオランダ製であったことだ。「オランダは大東亜戦争時代の敵国であり、靴を履くにもためらいがある」と店主に冗談を言ったら、「ムルデカの碑ですね」と即座に返ってきたのでビックリ。この店主、歳のわりには歴史を知っていると感心した。

歴史と言えば、最近、“歴史認識問題”という言葉をよく耳にする。従軍慰安婦や徵用工問題も、その一つである。「悪いのは日本、そして日本人」という報道などを目にすると、「やっぱりそうなのか？」と、つい自虐的思考に陥ってしまう。

そこで、筆界特定手法における対象土地や関係土地の歴史的変遷調査のための土地の時系列年表(=写真)に習って、当時の出来事を羅列し、この問題を吟味した。



昭和16年12月8日に勃発した大東亜戦争に端を発し、アジア侵攻という日本の悪しき植民地政策の開始、とある。

しかし、併合統治した朝鮮（大韓帝国）や台湾において、朝鮮総督府や台湾総督府をとおして、インフラ整備を始めとした国造りを実施したことも時系列考察で読み取れる。

その最たるものは登記制度である。現在の台湾も韓国も我国の登記制度とほとんど変わらない仕組みを為している事実関係は、当時の併合統治政策が、単なる搾取一辺倒の植民地政策とは異にする証しともいえよう。ちなみに台湾では、台湾地政局が法務局と同じ役割で登記制度の維持に寄与している。つまり、アジアにおける地籍研究や登記制度にまつわる基礎は、日本が創設し、伝授したといつても過言ではない。

さらに紐解くと、大正13年、現在の韓国のソウル特別市（旧京畿道京城府）には京城帝国大学を創設、また昭和3年に台湾の台北市には台北帝国大学を創設した、とある。我国の難関国立大学といえば7旧帝大を指すが、実は9旧帝大が存在していたことが判明する。言い分も錯綜するが、現行のソウル大学及び台湾大学の前身に他ならない。悪しき植民地政策なら、帝国大学まで設立して教育を施す必要もないのに、この歴史的事実を視る限り、歴史認識問題には矛盾がありそうだ。

さて、平成最後の「会報福島」への寄稿とあって、改めて我国の不動産登記制度の時系列考察も試みた。

明治19年、登記法が制定された。今日の表示登記制度が確立されたのは、昭和45年の登記簿と土地台帳の一元化完了による。つまり、昭和25年7月31日に土地台帳が税務署から法務局へ移管されるまでは、権利部の登記はいわゆる登記所で、表題部の登記は依然として税務署の土地台帳で、という併存状態であった。この年、土地家屋調査士が誕生した。実に、登記法制定から登記簿一元管理まで、84年の歳月が流れたわけだが、この歴史の重さに、敬服せざるを得ない。

「事実は小説より奇なり」とはイギリスの詩人・バイロンの言葉だが、歴史の事実もまた不変である。



## 年男・年女紹介

### 福島支部



#### 安齋四郎

- ① 昭和54年
- ② 昭和22年
- ③ 読書
- ④ スポーツ観戦、山歩き
- ⑤ 元気で働く



#### 菅野ヨシ子

- ① 昭和51年
- ② 昭和22年
- ③ 特になし（孫と遊ぶのが楽しい、いつまで付き合ってくれるのか？）
- ④ 特になし
- ⑤ 特に思い出はない。新年の抱負とは言えないですけれども、健康に留意して自力でいつまでも動ける身体を維持できればと思っています。



#### 佐藤利紀

- ① 平成27年
- ② 昭和46年
- ③ 力士の手形収集
- ④ スポーツ：学生時代に大相撲サークルの会長を務めるほど、物心ついたときから相撲ファンで、年3回の東京場所観戦が自分へのご褒美です。
- ⑤ 地上絵プロジェクト授業に参加させていただき、南光台小の生徒達と楽しく触れ合えたこと。新年ですので最後になぞかけをひとつ。「土地家屋調査士」とかけまして、「大相撲」ととき

- ① 入会年
- ② 生年
- ③ 趣味
- ④ 好きな〇〇
- ⑤ 昨年の思い出または今年の抱負

ます。その心は？どちらも「たちあい」が大事です！初心を忘れずに本年も頑張ります。



#### 二階堂慎

- ① 平成30年
- ② 昭和58年
- ③ フィッシング
- ④ 好きなこと：温泉
- ⑤ 猪のように突き進む!!

### 郡山支部



#### 井上雄光

- ① 平成11年
  - ② 昭和46年
  - ③ 愛車の洗車、ドライブ、読書
  - ④ 好きな飲物：炭酸の酒
  - ⑤ 2018年の思い出：両親の入院・手術
- 今年の抱負：周りに迷惑をかけないように生きてまいりたいと思います

### いわき支部



#### 小泉浩二

- ① 平成30年
- ② 昭和46年
- ③ カラオケ
- ④ 好きな歴史上の人物：諸葛孔明
- ⑤ 右肩上がりの業績を目指す

## 相双支部



## 小生義和

- ① 平成6年
- ② 昭和34年
- ③ スポーツ観戦

- ④ 好きな言葉：継続は力なり
- ⑤ 家族が一名増えました（仔犬が我が家にやつてきました。）健康第一に、新しい家族との散歩を楽しみたい。

## 新人調査士紹介



郡山支部 武田 武彦  
(たけだ たけひこ)

郡山支部の武田武彦と申します。私は長らく建設業界に身を置いてまいりましたが、震災をきっかけに調査士の勉強を始めて、平成26年になんとか合格することが出来ました。そして竹内博幸先生の下で3年間修業させていただき、この度入会、開業致しました。今後について不安な部分も正直あります。先輩方の活動をお手本に、土地家屋調査士として恥じることのない仕事をして参りたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻のほど何卒よろしくお願ひ致します。

\* \* \* \* \*



郡山支部 竹内 久幸  
(たけうち ひさゆき)

新入会員の竹内久幸です。生まれも育ちも大玉村ですが、東京都杉並区の測量会社に就職後、同区で土地家屋調査士として開業し、約12年間東京で仕事をしていました。福島に戻り、叔父である竹内博幸先生の事務所で仕事を教えていただき、今般同事務所で登録しました。先輩である皆様にご指導いただき、地域に必要とされる土地家屋調査士となれるよう精進していきます。



## Information

## 今後の予定

- 3月2日(土) 平成30年度第3回業務研修会  
於：郡山市  
「ビッグパレットふくしま」
- 平成31年度政治連盟大会  
於：郡山市  
「ビッグパレットふくしま」
- 5月22日(水) 第64回定時総会  
於：いわき市  
「小名浜オーシャンホテル」

## 会員異動

- 入会○  
11月1日 1500 鈴木伸治 (郡山支部)
- 異動○  
11月13日 1178 大内静夫  
(郡山支部→福島支部)
- 退会●  
11月21日 709 永井寿久 (郡山支部)

## ▶お悔やみ◀

- ご逝去されました。謹んでお悔やみを申し上げます。
- 10月29日 1479 松村泰晴 (福島支部)

## \*編集後記\*

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様においては健やかに新年を迎えたこと何よりと存じます。

さて、昨年は震災、台風などで各地に大きな爪痕を残しました。東日本大震災を彷彿させる出来事が次から次へと起こりました。幸い福島県内では特に大きな被害もなく、台風の直撃を免れることができました。何より命あっての物種、健康と安全が一番と思います。そこで、昨年を振り返ると綱紀の問題、苦情などの対応いつになく多数ありました。担当である総務におかれでは苦慮対応方お疲れ様でした。今年は、問題が無い穏やかな一年となるよう願ってこの後記を書いております。そして各部においては、担当事業滞りなく進めて頂き実り多き一年であったと思います（まだ任期は数ヶ月残っていますが…）。我が広報部においても、担当副会長のかけ声のもとチーム一丸となって事業推進（まだ途中）に努めてまいりました。3年続けての出前講座「地上絵プロジェクト」の開催（福島支部にて担当）、いわき支部における高校生以上を対象に実施した出前授業、「FMふくしま」を使って調査士PRの一環としての10秒CM、1月末には昨年に引き続き会員の皆様の協賛を得ての三者（法務局、司法書士会、調査士会）合同による新聞広告の掲載、法務局、司法書士会、調査士会による14地方誌（コミュニティ紙）へのQ&A方式による10回連載のPR記事配信（一部自治体では10月スタート）。毎年恒例の各種無料相談会開催、年2回発行の会報ふくしまの発刊など、老体にムチ打ち、鈍くなった頭をフル回転させ、なんとかかんとか任期を全うできそうな状態までたどり着きました。ひとえに会員皆様と事務局職員及び、なんと言っても会長を初め本会役員の皆

様の暖かな励ましと、きついアドバイスのおかげ  
だと心より感謝申し上げます。個人的には、支部  
長の経験が思いの外、精神的にも肉体的にも役  
だったと思っております。新任の広報部担当者に  
おおいなる期待をし、編集後記といたします。2  
年弱大変ありがとうございました。

広報部 佐藤聰之助

### 会報ふくしま No. 77

発行日 平成31年1月21日

発行者 会長 橋 本 豊 彦

発行所 福島県土地家屋調査士会

〒960-8131

福島県福島市北五老内町4-22

TEL:024-534-7829

FAX:024-535-7617

E-mail:info@fksimaty.or.jp

印 刷 有限会社 吾妻印刷

\* \* \* \* \*

★会報ふくしまは、福島県土地家屋調査士会  
ホームページへの掲載も行なっております。  
ぜひご利用下さい。

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

# 損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい  
桐栄サービスの願いです

## 職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

## 団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

## 団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず

- 1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
- 2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

## 測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

## 集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店

有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166 FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願い致します。